

令和6年4月1日

所 属 長 殿
事 務 担 当 者 殿

一般財団法人神奈川県教育福祉振興会事務局長

定年延長に伴う61歳年度以降会員限定事業の実施等について

日頃より当振興会の事業についてご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

当会では、令和6年度から定年延長に伴い61歳年度以降現職会員限定の事業を別紙のとおり実施いたします。

また、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会給付規程の一部を改正いたしました。

ご多忙のところ恐縮ですが、貴所属会員の皆様にご周知くださいますようお願いいたします。

なお、改正後の規程及び様式についてはホームページに掲載していますのでご確認くださいませよう併せてお願いいたします。

問い合わせ先

事業班

電話 (045)211-4483

平日 8:30 ~ 17:15

61 歳年度以降の現職会員限定事業

(令和6年度対象者：昭和38年4月2日～昭和39年4月1日生まれの現職会員)

1 厚生事業

(1) がんリスクスクリーニング検査補助増額

現行3,000円 → 5,000円

(2) ローソンチケット利用補助金増額

現行2枚 → 4枚 (2枚はハンドブックに掲載、追加希望者は振興会に請求)

2 給付事業 (新設)

(1) 予防接種費用補助 2,000円を上限に実費相当額

(2) 資格取得補助 5,000円を上限に受験費用実費相当額

給付規程 主な改正内容 (令和6年4月1日施行)

給付規程	項目	主な改正内容	備考
第5条	弔慰金	・同居の義父母を対象から除外しその他の被扶養者の給付額2万円を2万5千円とする。	様式改正
第7条	人間ドック受診費用補助	・請求にあたり所属長の確認及び請求者印を不要とする。	様式改正
第8条	予防接種費用補助	・現職会員が61歳に達する年度以降に予防接種を受けた場合に2,000円を上限に実費相当額を給付する。 ・第7号様式に所定の事項を記入し領収書の写しを添付し提出する。	<新設> 1年度につき1回限り
第9条	資格取得費用補助	・現職会員が61歳に達する年度以降に資格取得のために受験した場合に5,000円を上限に実費相当額を給付する。 ・第8号様式に所定の事項を記入し領収書の写し等を添付し提出する。	<新設> 1年度につき1回限り